

児童デイサービス ぱれっと

地震防災計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この地震防災計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定に基づき、地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条

この地震防災計画は、「児童デイサービス ぱれっと」に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

第 2 章 平常時における対策

(地震防災対策委員会の設置等)

第 3 条

「児童デイサービス ぱれっと」における地震防災対策の総合的な推進を図るため、管理者を委員長とする地震防災対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設ける。

2 対策委員会の委員は、委員長のほか、副委員長、書記等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次に定めるところによる。

(1) 地震防災応急計画の改廃に関すること。

(2) 防災関係諸規程等の整備に関すること。

(3) 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること。

(4) 防災訓練に関すること。

(5) 防災教育及び防災の広報に関すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、防災上必要な事項

4 対策委員会は、6 か月に 1 回開催する。ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

(施設の安全対策)

第 4 条

- 建築物の安全性について、専門家による耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。
- 2 耐震診断の結果、補強を要する施設は計画的に整備していくこととし、仮補強工事の施行や危険箇所の利用を一時控える等当面の応急対策を講ずる。
 - 3 重度障害者の来所施設等で自力移動が全くできない場合の対策は、特に耐震化、不燃化に配慮し、安全を確保するように努める。
 - 4 机・ロッカー、書棚等は、地震動による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため、取付け部分の補強等の措置を講ずる。
 - 5 防災対策班は、対策委員会の決定に基づく危険物の点検整備、避難設備の点検整備等の措置を別表第1の点検整備分担表により行うものとする。

(緊急物資の備蓄)

第5条

災害時用として備蓄する食料品、医薬品・衛生材料等の量目については、次のとおりとする。

(1) 食料品 次の量を確保する。

ア 来所者用 30人分(最大来所可能15人分の2倍)の最低3日分

イ 職員用 10人分の最低3日分

注1 備蓄食料の内容は、調理が不要なもの、利用者の身体的特性に応じた食料品の選定を施設で事前に検討し、備蓄しておく。

(2) 医薬品及び衛生材料 来所者15人分の最低3日分を確保する。

(3) 日用品 必要最小限度のものとする。

(4) 飲料水については、一人一日3リットルを目安に、3日分を各施設で備蓄しておく。

注3 その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水・河川等の自然水利の利用等、施設の立地条件に応じて断水時に使える水源を検討しておく。

(地震防災隊の編成)

第6条

注意情報の発表時から地震発生時に備え、地震防災隊の編成と任務分担を作成する。

(地震防災隊の隊長等)

第7条

地震防災隊の隊長は管理者をもって充て、副隊長はリーダーをもって充てる。

2 隊長は、地震防災隊の活動に関する業務を総括する。

3 副隊長は、隊長を助け、隊長に事故があるとき、又は不在のときはその職務を代理する。

(地震防災隊の班長)

第8条

地震防災隊の各班に班長を置く。

2 班長は、隊長が任命する。

3 班長は、担当隊員を指揮命令する。

第3章 注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置

(注意情報発表時の伝達)

第9条

注意情報の発表を知った者は、速やかに管理者又は他の責任ある介護職員に報告しなければならない。

2 隊長は、隊員に正確な情報の入手に努めさせ、注意情報の発表を確認した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別紙1の地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。

3 情報伝達班は、隊長の指示を受け、混乱防止に十分配慮し、注意情報の内容を来所者、職員等に周知する。

第10条

設備の転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、来所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡しの方法の確認などの準備的措置を実施する。

注4 耐震性等の安全性が確保されていない施設では保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡方法の確認などの準備的措置を実施する。なお、引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置を講ずる。

(隊員の緊急動員)

第11条

隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤しなければならない。

第4章 警戒宣言発令時の措置

(警戒宣言発令時の伝達)

第12条

職員等は、テレビ、ラジオ、サイレン等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、警戒宣言の内容を記録し、隊長及び情報伝達班に報告する。

2 隊長は、報告その他により警戒宣言の発令を確認したときは、警戒宣言の内容を副隊長及び各班長に伝達する。

3 情報伝達班は、隊長の指示を受け、放送等により警戒宣言の内容を来所者、職員等に周知させる。

4 情報伝達班が用いる放送文は、別紙 2 に定める要領で行うものとし、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況など、来所者等の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

(地震防災隊の応急活動)

第 1 3 条

警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊の各班は任務分担に応じ、別紙 1 の地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(火気使用の中止)

第 1 4 条

隊長は、警戒宣言が発令されたときは、火気使用を中止させなければならない。

(警戒宣言発令時の来所者等への対応)

第 1 5 条

警戒宣言が発令されたときは、来所者については来所を継続し、通所者については保護者等への引渡しを実施する。

注 5 耐震性等の安全性が確保されていない施設では保護者等への引渡しを行う。なお、引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送を実施する。

(車両規制)

第 1 6 条

避難、消火活動等を円滑に実施するため、警戒宣言が発令されたときは、駐車中の車両の整理のほか、外部から駐車場に進入する車両についても取り締まるものとする。

(避難場所)

第 1 7 条

隊長は、最寄りの避難場所の位置及び当施設からの避難経路を示す図面を施設内に掲示する。

(利用者等の避難誘導等)

第 1 8 条

隊長は、警戒宣言が発令されたとき、避難誘導班に利用者等の避難誘導の準備をさせる。

2 隊長は、避難誘導の準備が完了した旨の報告を受けたのち、避難誘導班に利用者等を施設外に誘導するよう指示する。

(職員の避難)

第19条

隊長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、隊員を除く他の職員を帰宅させる。

(電気、ガス及び水の確保)

第20条

警戒宣言の発令により、予測される電気、ガス及び水道の使用制限又は供給停止に対する備えは、次のとおりとする。

(1) 電気について

自家発電装置及び携帯用発電機の使用準備を行う。

(2) ガスについて

警戒宣言が発令された段階で、代替燃料を確保する。

(3) 水について

警戒宣言が発令されたときは、受水槽等の水量確認のほか、水の確保に努める。

(発災後の救護活動の準備)

第21条

地震防災隊は、発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

第5章 地震発生時の措置

(情報の収集、伝達等)

第22条

情報伝達班は、地震が発生したときは、地震に関する情報及び被害状況等の情報の内容を記録し、隊長に報告し、速やかに隊員に施設内放送を通じて伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。

2 地震発生時の情報伝達は、建物内の被害状況を伝えるとともに、周辺地域の被害状況についても、伝達するものとする

第6章 地震発生後の措置

(被害状況の把握)

第23条

隊長は、別紙2の地震発生後のチェック表により点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

2 隊長は、安否不明の者がある場合は直ちに消防機関等に通報するとともに各班協力して救護活動に当たることを指示する。

3 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に消火活動に当たるものとする。

4 地震により負傷者等が生じたときは、救護班を中心に救護活動に当たるものとする。

第7章 訓練、教育及び広報

(地震防災訓練)

第24条

地震被害を最小限にとどめるため、技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練 情報の収集及び伝達、初期消火、救出救護など班別の訓練を年1回以上実施する。

(2) 総合訓練 個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

(地震防災に対する教育及び広報)

第25条 職員、来所者等に対する地震防災に関する教育及び広報の内容は、次によるものとする。

(1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容

(2) 予想される地震及び津波に関する知識

(3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(4) 職員等が果たすべき役割

(5) 正確な情報入手の方法

(6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(7) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

2 来所者及び家族に対しては、チラシ、ポスター、施設内放送などの広報によって、注意情報及び警戒宣言から地震発生までの施設が措置する警戒体制及び有事の体制について、徹底を図るものとする。

別表第1

点検整備分担表

対象物	点検事項	点検担当者
建築物等関係	・ 建築物の耐火性及び耐震性（構造、内装、防火区画等）に異常がないか ・ 建築物の基礎・土台が老朽化していないか ・ 外壁又は内壁に亀裂による落下の恐れがないか	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがあるもの又は落下するおそれのあるものがないか ・ 照明器具、時計等は固定取付けされているか ・ 防火扉の破損又は作動状況はどうか ・ 機材及び設備が震動で倒壊するおそれはないか ・ 安全な避難経路が確保されているか 	
火気使用設備 器具関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気使用設備（ボイラー、ガス関係設備、湯沸所等）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具及び電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか ・ 火気使用設備などは転倒又は落下しないか ・ 火気使用器具の台座が安全になっているか ・ 周囲から転倒又は落下するものはないか ・ 火気使用設備器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか ・ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか 	
危険物等施設 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蔵位置、貯蔵量及び取扱状況（漏れ、あふれ又は飛散）の適否及び可燃物放置の有無 ・ 高架タンク等が落下又は転倒の恐れはないか ・ 油タンク等からボイラー又は自家発電装置へ送油する配管に異常はないか ・ 火気使用設備と燃料タンクの防火区画はよいか 	
消防用設備等 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器等が指定された場所にあるか ・ 消火器が震動で転倒又は落下し、損傷を受けることはないか ・ 避難器具、誘導設備、消火栓及び火災報知器の管理はどうか ・ 放送設備及び警報器の非常電源は確保されているか 	
電気設備系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電灯及び動力配線の状況はどうか ・ 電気を動力とする機械器具の状況はどうか 	

別紙 1

地震防災対策チェック表

実施事項	注意情報発表時適否	措置	警戒宣言発令時適否
転倒防止対策は			
階段・通路の障害物の除去は			
棚等からの落下物の防止は			
火気使用器具の停止は			
ガスボンベ等の固定は			
発電機の燃料は十分か			

主要出入口の開放は可能か			
飲料水の確保は			
非常食料品の確保は			
医薬品、衛生品の確保は			
生活必需品の確保は			
消火器の確認は			

注意情報発表時	点検完了日時	
	点検者氏名	
警戒宣言発令時	点検完了日時	
	点検者氏名	

別紙 2

地震発生後チェック表

実施事項	適否	措置
ガス漏れ箇所はないか		
漏水箇所はないか		
油漏れはないか		
L P Gボンベの固定は		
電気配線、器具に異常はないか		
発電機の機能は良いか		
階段、通路の障害物はないか		
主要な出入口の開放は良いか		
建物の損壊等危険箇所はないか		
窓ガラスの破損等危険箇所はないか		
屋外看板等に危険箇所はないか		

点検完了日時	
点検者氏名	